平成30年度

当初予算案及び 主要施策の概要



甲良町

平成30年度甲良町当初予算概要

(単位:千円、%)

	平成 30 年度	平成 29 年度	増減	増減率
一般会計	3,989,000	4,506,500	▲ 517,500	▲ 11.5
特別会計	2,646,151	2,746,106	▲99,955	▲ 3.6
合計	6,635,151	7,252,606	▲ 617,455	▲8.5

※各特別会計の予算額については5ページに記載

1. 平成30年度一般会計予算のポイント

平成30年度の予算については、次の6つの基本方針を踏まえ編成を行いました。

①「甲良町新総合計画」に基づく施策構築

町の将来像である《笑顔で暮らせる豊かな農村》の実現をめざすため、総合計画に掲げる5つの基本目標に基づき施策を構築する。

②「甲良町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づく人口減少対策

本町における人口減少対策について、各所属において総合戦略に掲げる4つの基本目標に基づいて計画した施策の推進を行う。また、毎年人口の1%移住を増やせば地域は安定的に持続できるという「田園回帰1%戦略」に着目し、地域に関わる人口である「関係人口」を増やす取り組みを推進していく。

③財政健全化の推進

職員一人ひとりが、高いコスト意識を持ち、直面する課題に対して積極的に対応しつつも、無駄を省き、 改めるべきものは改めるなど、創意・工夫に努め持続可能な財政基盤の確立に向け、財政健全化の取組 を一層進める。

④国や県の動きに呼応した施策の推進と国や県の施策・制度の活用

地方創生にかかる予算など新たな施策が示された際、時期を逃すことなく最大限活用することができるよう、国や県の施策や制度について常に情報収集と準備を怠らず取り組む。

⑤地域住民との連携強化

地域住民と情報共有を図り、実効的な施策を展開するとともに、既存の自治会の枠を越えた、自主的な活動の出来るやる気のある住民グループの育成を行う。

⑥各所属間連携の徹底

課題に即して町の機能を縦割り行政から横つなぎによる総合行政への転換を徹底し、緊密な連携を図ることにより、効率的かつ効果的な施策を展開することができるよう、組織の持てる力を最大限に発揮できる体制をつくる。

実際の予算について、歳入においては基金繰入金を除く額は約36億円とし、前年比6億7百42万円の減となりました。

内訳としては、まず一般財源では、町税では主として町民税が前年より上昇する見込みであり、全体として約1千4百万円の増、地方譲与税や地方交付金については国や県の推計値を参考に約1千2百万円の減とし、地方交付税においては普通交付税の試算値が当初予算ベースでは約1千9百万の減となったほか、臨時財政対策債についても約2千万円の減となり、実質的な普通交付税は約3千9百万円の減となった。

また、特定財源では、事業の規模により国庫支出金は約1千6百万円の増、県支出金は逆に約9百万円の減、臨時財政対策債を除く町債については総合防災センター整備事業がなくなり、約6億4千6百万円減として計上しました。(その他歳入増減については15ページに記載)

一方歳出では、予備費を除く予算は約39億8千5百万円で、前年比で約5億1千8百万円の減となりました。

その内訳として、電子計算管理事業(約5千3百万円増)、福祉センター運営事業(約2千1百万円増)、教育施設整備費(約2千万円増)、カーボンマネジメント強化事業(1千万円増)などはあったものの、町総合防災センター整備事業(約6億8千8百万円減)、狭あい道路整備事業の終了(約2千4百万円減)、地方創生交付金の減(約1千2百万円減)、道路新設改良事業・社会資本整備交付金事業分を含む道路整備維持関係経費(約5千3百万円減)、国保会計広域化に伴う繰出金(約4千5百万円減)等の減があったことによるものです。(その他歳出増減については16ページに記載)

また、町独自の特色ある事業に対し、町へ寄付された『ふるさと納税』を積み立てたふるさと応援基金から約7千1百万円を繰り入れて充当、歳入歳出の差し引きでさらに不足する約3億2千6百万円を財政調整基金その他の基金の取崩で確保しています。(ふるさと応援基金充当事業は17ページ、各基金繰入額は18ページ参照)

こうした結果、平成30年度当初予算は、39億8千9百万円と対前年5億1千7百50万円減(11.5%減)で、3年振りに対前年比は減となりました。

しかし、国県の補助分等を除くと町税を主として依然歳入不足は大きく、財政調整基金取崩し額は昨年度より約7千7百万増加していることから、一層の経費削減、効率的な行政の推進に尽力するよう職員一同に求めているところです。また、平成30年度から各所属で実施している事業についてヒアリングを行い、効果や達成数値が低い場合は、事業の下方修正、もしくは廃止し翌年度予算へ反映させる事業レビュー(事業見直し)を9月上旬に実施します。

なお、平成30年度の各課の方針、主な施策は6ページ以降の通りとなっています。

2. 平成30年度特別会計予算のポイント

特別会計・企業会計については、それぞれの会計設置目的に沿った予算編成を行い、合計 2 7 億 4 千 6 1 0 万 6 千円で、前年度比 3 . 6 %の減となりました。

①国民健康保険特別会計

法改正により平成30年度から国民健康保険の安定的な運営が可能となるよう、県が財政運営の責任主体となって制度の安定化を図り、県下市町と連携を取りながら広域事業を実施するよう制度変更が行われた。これにより、県による財源保障制度に変更となり、歳入では国庫支出金で約2億4千3百万円、療養給付費交付金、共同事業交付金、前期高齢者交付金で約4億7千2百万円の減となったが、県支出金で約6億3千2百万円の増となった。また、歳出においても先に述べた制度変更により、国民健康保険事業費納付金が新設され、約1億9千2百万円の増、保険給付費においては毎年上昇傾向にあり前年度より約7千6百万円の増となった。予算規模は、前年比13.0%減(1億4千2百54万7千円減)の9億5千2百98万円を計上しています。

②後期高齢者医療事業特別会計

高齢者の医療費は毎年増加傾向にありますが、本年度予算規模は微増の前年比2.6%増(191万7千円増)の7千5百42万1千円を計上しました。

③介護保険特別会計

第7期計画に基づき介護保険料額が改正され、歳入では保険料が役約2千4百万円増となり、歳出では、毎年上昇傾向にある保険給付費が約6千5百万円増となった。予算規模は前年比8.1%増(6千2百82万5千円増)の8億3千6百55万円を計上しました。

4 墓地公園事業特別会計

墓地販売促進を図るため、看板設置など販売推進を行っていく。予算規模は、前年比34.8%減(78万8千円減)の147万7千円を計上しました。

⑤住宅新築資金等貸付事業特別会計

町債残高の減により公債費も年々減少するため、本年度も貸付金の町への返済額が公債費を上回ることから、一般会計予算への繰出しを実施します。予算規模は前年比19.5%減(382万円減)の1千5百74万1千円を計上しました。

6土地取得造成事業特別会計

地籍調査にあわせ、さらなる事業残地処分を推進し、払下げ協議の進捗状況を鑑み、前年比50.0%減(300万円減)の300万2千円を計上しました。

⑦下水道事業特別会計

面整備は平成23年度でほぼ完了しているものの、公債費の増や長寿命化関連経費もあり、一般会計予算からの繰入額が年々上昇し平成28年度は一旦減少したものの、平成29年度に引き続き平成30年度は約70万円の増となりました。また、平成32年度には事業の公営企業化を控えていることからその準備業務として約9百万円を計上しました。予算規模としては前年比1.6%減(7百69万減)の4億7千2百96万9千円を計上しました。

⑧水道事業会計

事業としては新たな大規模給水計画はありませんが、更新業務を継続的に行う必要があります。企業債償還金および工事費の減等により、予算規模は2.3%減(6百85万2千円減)の2億8千8百1万1千円を計上しました。

平成30年度 当初予算会計別総括表

(単位:千円、▲減、率%)

会計	議案番号	会 計 区 分	平成30年度 (A)	平成29年度 (B)	増減(C) (A)-(B)	増減率 (C)/(B)
一般	33	一般会計	3,989,000	4,506,500	▲ 517,500	▲ 11.5
	34	国民健康保険特別会計	952,980	1,095,527	▲ 142,547	▲ 13.0
	35	後期高齢者医療事業特別会計	75,421	73,504	1,917	2.6
	36	介護保険特別会計	836,550	773,725	62,825	8.1
特	37	墓地公園事業特別会計	1,477	2,265	▲ 788	▲ 34.8
別	38	住宅新築資金等貸付事業特別会計	15,741	19,561	▲ 3,820	▲ 19.5
	39	土地取得造成事業特別会計	3,002	6,002	▲ 3,000	▲ 50.0
会	40	下水道事業特別会計	472,969	480,659	▲ 7,690	▲ 1.6
計	41	水道事業会計	288,011	294,863	▲ 6,852	▲ 2.3
		収 益	200,560	204,517	▲ 3,957	▲ 1.9
		資 本	87,451	90,346	▲ 2,895	▲ 3.2
特別会計予算合計			2,646,151	2,746,106	▲ 99,955	▲ 3.6
総 予 算 合 計			6,635,151	7,252,606	▲ 617,455	▲ 8.5

5

平成30年度 各課運営方針、新規および重点施策

] 内は予算額 特別会計分も含む

議会事務局

運 1 議会運営の活性化および町民に開かれた分かりやすい議会活動が行え、町議会としての機能が十分に発営 揮されるように補佐する。

方 2 監査事務局として、監査委員が公金出納のチェックを強化できるよう先進事例等を収集し、情報提供して 針 いく。

総務課

運

営

方

針

新

規

重

点

施

策

1 役場組織力・リスクマネジメントの強化(機構改革、職員の資質向上、職員の健康管理)
2 安全安心のまちづくりの推進(交通弱者目線による交通安全施設の整備、自警団を含む自主防災組織の強化、町防災計画内容の周知、災害拠点施設・災害対策資機材の整備等)
3 町有財産の適正管理および有効利用(公共施設等総合管理の推進)
4 財政の健全化推進(地方公会計制度の活用、行財政改革大綱の再作成、各課所管補助金の再検討公共料金の経済情勢に合わせた改定、財源確保と選択と集中による効率的な予算編成および執行等)
5 省エネルギー設備導入の推進(カーボンマネジメント強化事業等)

①カーボンマネジメント強化事業 [10,000千円]

国の定める「地球温暖化対策計画」に即し、温室効果ガスの削減を図るため、公共施設の省エネ診断を実施し、町の行動計画を作成するとともに、省エネ設備(空調・照明・エネルギーマネジメント等)の導入計画を作成する。(国庫補助 1 0 0 %)

②横領事件再発防止策評価委員会運営事業 [2,752千円]
平成 2 8 年 1 月に発覚した元税務課職員による甲良町公金着服事件に関する第三者

の資料作成、上記委員会の議事録作成、および公務員倫理研修などを行う。

調査員会の再発防止に関する提言に基づき、町長が整備した防止策の運営に関する評価

企画監理課

重点(拡大)

115	一旦監理課		
運営	1 まちづくり等	地域振興のため、総合戦略に基づく施策の推進。	
方針	2 広報やホー	・ムページによる積極的な情報の発信、地域情報化の推進、情報公開。	
	新規	①空き家改修等補助金事業 [2,400千円] 空き家バンク制度を利用され、移住された世帯を対象に空き家を改修される費用の助成を行い、その世帯が中学生以下の子どもを扶養している場合は加算して助成を行う。また、甲良町内に住宅を新築する、あるいは建売住宅を購入し10年以上定住する人に対しての新築助成、また甲良町内にある住宅が存する土地を更地にする除却の助成を行う。	
— — 新 規	重点(新規)	②集落コミュニティ活性化 [354千円] 人口減少の影響もあり、若者の担い手不足や集落活動への不参加など集落コミュニティ力が減退してきている。そこで、各集落がかつてのように元気を取り戻すべく、集落コミュニティ活性化事業に取り組んでいく。まずは、キックオフのフォーラムを開催し、甲良町が目指そうとする「関係人口」の増加をテーマに基調講演並びに甲良町のコミュニティ課題に対する基調提案や報告会を実施する。また、大学の協力を得ながら大学生や職員が実際に各集落に入り込み、集落ごとの地域課題解決に向け共に取り組んでいく。	
・重点施策		③小さな拠点づくり推進事業(地方創生推進交付金事業) [21,600千円] ※戦略 地方創生推進交付金を活用して、衰退しつつある活動組織を補完する組織を形成し、雇 用の確保と定住・移住の推進を図る。1在土地区プロモーション、新作能2長寺西区プロ モーション3金屋地区プロモーション4小さな拠点連携ネットワーク連携検討支援委託(まち づくり協議会小委員会開催等)5新拠点整備 コンサル支援業務	

④企業誘致推進事業[329千円]※戦略

重点(継続)

減少が続く町の人口の定住・定着を促すために、甲良町南部工業団地に企業を誘致することにより、雇用創出や産業振興につなげる。土地の有効活用の再検討および企業誘致における手法を再検討し、具体的な実行方法については町長をはじめ関係課と協議を行い実施していく。

④空き家バンク制度運営委託事業 [2,560千円] ※戦略

空き家の利活用を図り空き家増加の抑制につなげ、また人口減少対策として本町への移住促進を図る。彦根市で実績のある「小江戸ひこね町屋情報バンク」と運営委託を締結す

⑤ふるさと納税推進事業 [159,020千円]

甲良町を応援しようとする個人又は団体から広く寄附を募り、これを財源として各種事業を実施し、寄附者の甲良町に対する想いを実現化することにより、多様な人々の参画による個性豊かな活力あるふるさとづくりを目的とする。また、寄附者に返礼品を送ることにより、特産品のPRと財源の確保を図る。

会計室

運営 1 徴収対策会議の運営強化に努める。

方針 2 公金マニュアルに基づく再発防止対策の実行。

新規

点

施

策

①徴収対策会議について [0千円]

町行政を円滑に進めるため、町税等の収納率向上と、負担の公平性を確保するため、徴収対策会議を設置し運営する。副町長を本部長、会計管理者を副本部長とする。

重 重点(継続)

里点(継続

- (1)毎月の収納実績の把握 (2)収入未済金の確認と現状把握
- (3) 不納欠損処理事案および関連書類の確認
- (4)情報共有および困難事案の対応検討

税務課

|運営| 1 税の公平性を確保するため、湖東合同徴収グループと一体的に厳正な収納対策事務を執行する。

方針 2 収納業務の一元化について、関係課と連携して手法を検討し、段階的に実施する。

新 規

重

点

施

策

営

重

点

施

策

重点(継続)

①徴収事務の適正化 [0千円]

公金着服に伴い、収納データが改ざんされているため、適正な徴収事務が実行できていない。今後における公平・公正な徴収事務を実現するため、早急なデータ修復を行い、住民の信頼回復や理解を求めながら、過去分の徴収事務を再開する。

②税務事務の共同化(湖東分室における共同徴収) [100千円]

滋賀県および湖東地域の4町が合同で徴収事務を行うことにより、事務の効率化により徴収費を縮減しつつ、県と町が一層連携することにより、滞納額の縮減を図る。

住民課

運 │ 1 窓口業務適切対応推進

| 2 持続可能な医療保険制度の推進

方 3 医療依存度の高い人の医療の確保

針 4 快適な暮らしを支える環境衛生の推進

重点(継続)

①スズメバチの巣駆除費補助事業 [390千円]

人と自然が共生できる環境整備を進めるなか、スズメバチの巣を駆除にかかる費用を助成することにより安全な住民生活環境の向上を図る。

②国保広域化に向けた取組 [0千円] ※国民健康保険会計

高齢化や医療技術の高度化を背景に医療費の増加が見込まれるなか、今後も医療保険制度が持続できるように、県下市町と連携を取りながら広域事業を実施することにより「被保険者負担と医療給付の公平化」、「保健事業の推進と医療費の適正化」、「財政の安定化」の推進を図る。

保健福祉課

不胜曲征床			
運	1 子育て包括	支援の推進を図る。	
営	2 健康寿命の延伸を図る。		
方	3 地域福祉力	」を高める仕組みを構築する。	
針	4 福祉・介護	サービス事業所施設の整備を図る。	
	新規	①介護職員初任者研修受講補助事業 [250千円] 彦根犬上地区の各市町の介護サービス事業所への就職を希望した者、またはこの地域の介護職員として勤務しているが無資格者について、初任者研修を受講する費用の一部を補助し、事業所の職員確保及び職員の質の向上を図るために、一市四町で取り組む事業。	
新	重点(新規)	②子育て応援事業 [5,972千円] 乳児を養育している家庭に宅配によるおむつ等の支給と見守りおよび相談体制の充実を図る。	
₹規・重点施策		③地域活動応援事業 [60千円] ※ふるさと納税充当事業 地域共生支え合いの主体的な取り組みをおこなう団体やグループ活動に対して、モデル事業 としての活動補助をおこない地域の活性化を図る。	
		④町老人クラブ連合会補助金(女性リーダー育成) [225千円] 健康寿命延伸、高齢者の生きがい活動や仲間づくり、地域支え合い等クラブ活動へ女性の中心となるリーダーを養成する研修事業に対し補助をすることで、女性の参画を増やし地域の活性化を図る。	
	重点(拡大)	⑤健康増進事業 [3,610千円] 健診受診者個人からその家族、地域全体の生活習慣を改善するために住民が主体的に 健康増進に取り組めるよう支援し、適正医療をうけ健康寿命の延伸を図る。	
	重点(継続)	⑥介護保険料未収金対策事業 [810千円] 未納者への個別相談や分納指導、誓約書の提出を求めていく。また、徴収対策会議で他 課とも連携し未納者に対し未収金の徴収を行う。 H30年度からコンビニ収納実施。	

人権課

	、惟林		
運	1 人権施策事業の更なる推進		
営	2 町営住宅の適正な管理と改良住宅譲渡の促進		
方	3 住宅新築資	金等貸付金の回収促進	
針	4 町有地未利	川用地整理と処分の推進(土地取得造成事業含む)	
		①家庭支援推進事業[3,824千円]	
	重点(新規)	要保護児童等の個別相談、個別支援をチームで対応できる環境と体制整備を確立し児	
	±/((/////0)	童虐待防止を図る。同時に発達支援を必要とする子どもと保護者に対応できる体制整備を 検討していく。	
新	_		
規		②住宅管理事業[2,500千円]	
	重点(継続)	公営改良住宅:住宅整備と維持管理、住宅使用料徴収を行う。	
重		③改良住宅譲渡事業 [9,443千円]	
点		改良住宅の持家化を通じて、地域住民の自立意識の向上や地域の活力を高めていくこと	
施		を目的として、改良住宅を譲渡していく。	
策		④住宅新築資金等貸付金償還事業 [6,215千円] ※住宅新築資金会計	
		同和対策事業で貸付を行った住宅新築資金貸付金の収納事務を行う。	
		⑤地区内の未利用地整理事業 [2,500千円]	
		土地整理を行うことで土地の有効活用と管理経費の削減を図る。	

長寺地域総合センター

長寺地域総合センター(ふれあいの館)は、人権啓発および東学区の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティーとして運営を進める。

運営

- 1. 就労に関する取り組み
 - ①職業相談の充実 ②就職者の職場定着指導 ③就職希望者の関わる高校との連携

方 針

- 2. 福祉に関する取り組み
 - ①地域福祉の推進 ②社会保障の確保 ③保健衛生の推進
- 3. 教育に関する取り組み
 - ①児童・生徒の育成 ②各種社会教育団体の育成 ③家庭教育推進事業

重点(拡大)

①学力補充教室(長寺塾) [1,179千円]

中学校の授業の理解が不十分な生徒に対して、復習を重ねて基礎学力をつける。家庭での学習習慣がついていない生徒に対して、高校進学へ向けての学習習慣をつける。

規・重点施

策

新

②就労相談事業 [2,568千円]

就労担当が窓口となり、職業相談を随時行ない、失業者を少なくし、転職の時には職場 定着ができるよう指導等を行なう。職業相談と生活相談を行ないながら生活困窮者を減らせ る指導・助言が行えるよう積極的に研修会等に参加し就労担当者のスキルアップを図る。

重点(継続)

③デイサービス事業(ふれあい会) [1,200千円]

長寺区の高齢者の自立を支援し生き甲斐を高め介護予防を図るため、介護予防事業のできる事業所に委託し実施する。

④解放合宿[101千円]

長寺区の6年生を対象に集団での行動を通して規律を守り、仲間の輪を広げ、自分の生き方や進路について、先輩と共に村(字)の歴史や人権意識、部落差別の現実を学ぶことから、人権感覚を磨き差別を許さない将来の甲良町の担い手となる人材育成を目標とする。

呉竹地域総合センター

呉竹地域総合センター(はばたきの館)は、人権啓発および西学区の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティーセンターとして運営を進める。

運営

- 1. 就労に関する取り組み
 - ①職業相談の充実 ②就職者の職場定着指導 ③就職希望者の関わる高校との連携

方 針

新

規

重

点

施

策

- 2. 福祉に関する取り組み
 - ①地域福祉の推進 ②社会保障の確保 ③保健衛生の推進
- 3. 教育に関する取り組み
 - ①児童・生徒の育成 ②各種社会教育団体の育成 ③家庭教育推進事業

| | 重点(拡大) ①学力補充教室(竹友学) [1,620千円]

中学校の授業の理解が不十分な生徒に対して、復習を重ねて基礎学力をつける。家庭での学習習慣がついていない生徒に対して、高校進学へ向けての学習習慣をつける。

②就労相談事業 [2,568千円]

就労担当が窓口となり、職業相談を随時行なうことで失業者を少なくし、転職の時には職場定着ができるよう指導等を行なう。職業相談と生活相談を行ないながら、生活困窮者を減らし、地域に根ざした就労担当をめざして相談者が再就職をサポートする。

③デイサービス事業 [1,200千円]

呉竹区の高齢者で介護保険認定に至らない65歳以上の、自身で呉竹地域総合センターまで来ることができる方を対象に、自立を支援し、生き甲斐を高めることで介護予防を図り、参加者の健康管理に注意しつつ定員(40名)の参加を目標とする。

重点(継続)

④解放合宿「542千円]

小5合宿は呉竹区の5年生を対象とし、小6・中3合宿は西小学校区の全員を対象に、1泊2日で実施予定。集団での行動を通して仲間の輪を広げ、自分の生き方や進路について、先輩と共に村の歴史や人権意識、部落差別の現実を学ぶことにより、人権感覚を磨き差別を許さない将来の甲良町の担い手となる人材育成を目標に取り組む。

⑤自主活動学級「300千円]

西小学校区の小・中学生全員を対象として、下校後に、呉竹地域総合センターを会場として、交流を踏まえた学習会を行なう。小学生は、低・中・高学年の3学級に分けて、各学級で年間16~20回開催する。中学生は、定期テスト前に学習会を設定し学力補充を行なう。 基本的生活習慣や社会のルールや仲間作りなど、地域社会に密着した活動を柱として、家庭学習の定着と学力向上をめざし高校進学を果たすよう自立意識を育てる。

産業課

1 地域農業の充実と優良農地の確保

運営

方

針

点

施

策

- 2 安全・安心な農産物生産の推進と通年生産のできる農産物の充実
- 3 農業施設の保全と集落負担の軽減

4 獣害対策強化で安心して生産できる環境づくり

- 5 関係機関との連携と民間手法を取り入れた観光事業の展開
- 6 継続的な定住・移住支援事業の充実
- 7 小さな拠点づくり推進事業の充実と情報発信の推進

新規・	重点(新規)
重	

重点(継続)

①園芸振興事業 [1,000千円]

施設園芸に取り組み、野菜・果樹・花きの園芸作物を年間通じて収穫できるように、パイプハウスの設置に対して施設園芸を始める農業者に対し補助を行う。既存の補助金交付要綱を採用し、県農産普及課及びJAと連携を取りながら進めていく。

②小さな拠点づくり推進事業 [32,500千円] ※戦略 繰越予算あり 地方創生推進交付金を活用して官民協働による拠点づくりを行う。在士地区においては 甲良の三大偉人等を活かした観光振興の強化事業を行い、金屋地区における食の拠点「野

申良の三大偉人寺を活かした観光振興の強化事業を行い、金屋地区における食の拠点「野幸」の運営を行い、「食」を軸とした新たな商品展開や事業開発の支援を行う。また、長寺西地区においては収益力強化に向けて地域資源であるゆずを活かした商品・軽食の提供をする「ゆずのだいどこ」運営をし、ゆずの生産拡大に向けた環境整備(獣害防止柵)を行う。

建設水道課

定住を支える確かな基盤と人と自然が共生できる安全安心な環境を整備し、住民ニーズに即した公共サービスを安定的に提供していく。

1 上水道事業の水量・水質の確保及び経営の安定化 (水道料金未収金の回収強化、有収率の向上に向けた各種業務、一部民間技術導入の検討)

運営方

針

- 2 公共下水道事業の健全で安定的かつ適正な事業経営 (下水道使用料未収金の回収強化と公営企業会計法適用化に向けての構築)
- 3 道路・附属物のパトロール実施・点検調査確認による機能性向上および快適性、安全性の確保と災害への対応措置

(町道及び里道の維持管理、雪寒対策の実施、県関連維持管理への協力、道路台帳の整備、道路認 視性の向上、住宅耐震の促進、地籍調査の推進、上下水台帳の整備)

4 土木系技術職員の技能向上と後継者育成

(近年の土木設計等の環境変化に対応するために、内部教育(研修)と外部教育(研修)を取り入れ、民間活力をも導入し効果を高める)

新規・重点施

策

新規

- ①水道包括管理委託事業 [3,865千円]
 - 上水道施設の維持管理事業に民間の技術を導入する。
- ②上水道整備事業「12,804千円]

甲良町公共施設等総合管理計画に基づき、経営状況を考慮しながら効率よく上水道施設の耐震調査を実施する。

③現場技術員委託事業 [8,000千円]

民間活力を導入し土木行政の推進を図り、行政サービスに努め、また後継者育成の効果も高める。

	④水道料金未収金対策事業 [3,185千円] 水道料金未収金の回収強化を行い、公平性を担保するとともに経営の安定化を推進する。
重点(継続)	⑤下水道料金未収金対策事業 [171千円] 下水道料金未収金の回収強化を行い、公平性を担保するとともに経営の安定化を推進 する。
	9 つ。 ⑥社会資本整備交付金事業 [67,371千円] 道路施設 (舗装、付属物、橋梁) を適切に維持管理することにより、町民の命と暮らしを 守り、道路の安全かつ円滑な交通を確保する

教育委員会

運営

方

针

- 1 知・徳・体の調和のとれた心豊かでたくましい、明日の甲良の担い手の育成をめざす。
- 2 生涯を通じ、自ら学習して自己を高め、生きがいのある充実した人生がおくれるような人づくりをめざす。
- 3 自然や生命を大切にし、健康で明るく活力にみちた人づくりをめざす。
- 4 人権を尊重し、連帯とふれあいのある学校・家庭・まちづくりをめざす。
- 5 甲良の歴史と伝統を生かし、豊かな情操と創造性をはぐくむ文化のかおり高いまちづくりをめざす。

教育総務課

- 運 1 甲良町総合計画・教育方針に基づき教育委員会会議を運営し教育委員会規則の制定改正を行う。
- 営 ┃ 2 教育委員会所管の予算および経理を確認し適正化をはかる。
- 方 | 3 教育委員会各施設に属さないことを教育総務課が中心となり執行する。
- 針 4 施設の長期利用のため教育財産の管理指導を行う。

ı		· Mais Committee and Committee	
	新		①子ども・子育て支援事業計画 [2,906千円]
	規 •	新規	甲良町に生まれ育つすべての子どもが健やかに成長する環境の向上と町全体で子育てを支
	重		える取組の充実を目指す。
	点 施	重点(継続)	②保育料·使用料等徴収対策強化 [0千円]
	策	皇宗(極税)	使用料等の滞納・未納を防止するため通知や納付相談を実施継続する。

学校教育課

- ○甲良町教育方針に示されている学校教育方針に基づき、事業を展開する。
- ○個性と人格の尊重を基盤とし、知・徳・体の調和のとれた未来を開く心豊かでたくましい人づくりをめざす。
- ○郷土に誇りを持ち、社会の変化に対応できるたくましく生きる力の育成を学校教育の基本とする。
- 1 基礎基本の徹底を図り、確かな学力を育み、たくましく生きる力の育成を目指す教育の推進
- 運 │ 2 心豊かでたくましい子どもを育てる学校づくり
- 営 │ 3 人間の尊厳を基本とする人権教育の推進
- 方 | 4 心にひびく生徒指導と郷土愛を培う教育の推進
- 針 5 運動に親しみ、心身ともに健康な子どもを育成する教育の推進
 - 6 信頼される学校づくりの推進
 - 7 教職員の教師力を高める研修の充実

上記のことを実現するために学校を支援、指導、監督するとともに、教育環境の整備(人的環境を含む)を進めていく。

①学校給食配膳員配置事業 [1,424千円] 完全給食実施後、給食のコンテナや業者直送食料の搬入、各学級への搬入準備、食器 新規 等の回収、残食や廃棄物処理等の後始末に教職員が多くの時間をかけて運営にあたってい る。児童生徒に直接関わるべき時間を大きく減らす要因になっているため、1日4時間の給 食配膳対応の職員を雇用する。

新規・重点	重点(拡大)	②学力向上にかかる講師招聘事業 [300千円] 児童の学力向上をめざし、指導する教職員の意識改革と授業改善(指導方法)を行うため、大学の研究者や専門家を小学校へ招聘する。定期的に児童や授業の様子を参観、指導を頂くことで、教職員の授業力向上を図る。中学校で取り組んでいる進路指導力向上事業の拡大展開として小学校からの取り組みを手がけ始める。
施策	重点(継続)	⑥いじめ問題対策連絡協議会事業 [520千円] 甲良町いじめ防止基本方針に則り、町全体でいじめを許さない風土づくりを進めるため、「いじめ問題対策連絡協議会」の研修会や部会活動を推進する。また、重大事案に備えて、第三者機関として専門委員会を設置し、必要に応じて対応ができる体勢をつくる。

甲良東小学校

- ○「かけがえのないいのち・人権を大切にし、確かな学力と豊かな心を育成する」という本校の学校教育目標の 達成に向け全教職員が一丸となって教育実践に当たる。
- ○本校の校訓「なかまを大切にする子 よく考える子 つよいじょうぶな子」の育成に向け以下の具体的実践を 推進する。
- 運 1 創意工夫のある教育課程の編成
- 営 │ 2 基礎的・基本的な内容の確実な定着を図る
- 方 3 お互いに認め合い、支え合い、励まし高め合う集団づくり
- 針 4 早寝、早起き、朝ごはんの推進による心身の健康を育む
 - 5 人権を尊重する実践的態度を高める
 - 6 保護者や地域に信頼され開かれた学校づくり
 - 7 安全で安心な学校づくり
 - ○安全で安心な美しい環境のなかで学習し、自然とふれあい、せせらぎの町を守り育てていく児童を育成する。

甲良西小学校

○学校教育目標の具現化を図る。

いのち・人権を尊重する精神を基に、互いに認め合い励まし合いながら、自主自立できる子を育成する。

運営

方

針

- 1 一人ひとりを大切にし、学習意欲を高め、「学ぶ力」を育てる授業の創造
 - ・一人ひとりの課題に寄り添う教育的支援の充実のための人的配置(臨時講師、支援員、サポーター)
 - ・家庭や地域との連携による生活習慣の定着と学力の向上
- 2 子どものいのちを大切にした、安全・安心に生活できる学校づくり
 - ・安心・安全な学習環境の整備
 - ・災害や不審者侵入に備える校舎内外の整備の充実
 - ・住民の避難所にもなる学校施設の整備

甲良中学校

「人権尊重の精神を基盤とし、知・徳・体の調和のとれた、次代をたくましく生きる生徒の育成」をめざして、「人権尊重」「低学力の克服」「規範意識の高揚」「生徒の自治能力の育成」「部活動への意欲」「地域・保護者と連携」を重点目標に生徒の変容がつぎのようにみられる支援・取組の展開を平成30年度基本方針とする。

運営

方

針

- 1 「あきらめず、粘り強く取り組む姿勢」の育成
 - ・意欲を持続できるように学習環境の充実、整備を図る
- 2 「生徒個々が具体的な目標を持ち、努力する姿勢」の育成
 - ・学習活動において成就感がつみあげられるように、ことばかけが多くできる支援体制にする
- 3 「マイナス思考でなく、プラス思考での取り組む姿勢」の育成
 - ・特別活動や部活動等の取り組みを通して体得するように支援する
- 4 「自分も大切にし、他者も大切にする思いやりの心」の育成
 - ・安心安全な学校を保つために支援の目配りが途切れないようにする

甲良東保育センター

豊かな感性を養うとともに、基本的な生活習慣を培い、仲間とともにたくましく生きる子どもの育成に努める。

- 1 安全で安心な園づくりを行う。
- 運 2 人権保育・教育の推進に努める。
- 営 3 保育・教育課程に基づき保育内容・環境の充実や学力の基礎となる力を培う。
- 方 4 保育の質の向上を図るため、職員研修の充実を図り、専門性を高める。
- 針 5 保護者への啓発活動(保護者研修を含む)の充実を図るとともに信頼関係を気付き、家庭支援の推進 に努める。
 - 6 地域の子育て支援の拠点としての機能を果す。

甲良西保育センター

豊かな感性を養うとともに、基本的な生活習慣を培い、仲間とともにたくましく生きる子どもの育成に努める。

- 1 安全で安心な園づくりを行う。
- 2 人権保育・教育の推進に努める。
- 運
 - 3 保育・教育課程に基づき保育内容・環境の充実や学力の基礎となる力を培う。
 - 4 保育の質の向上を図るため、職員研修の充実を図り、専門性を高める。
 - 5 保護者研修や啓発活動の充実を図る。
 - 6 保護者との信頼関係を築き、家庭支援の推進に努める。
 - 7 地域の子育て支援の拠点としての機能を果す。
 - 8 一時預かり事業の積極的な推進に努める。

子育て支援センター

- 1 地域における子育で支援の拠点として、就園前の保護者を対象に親子が集う場所や機会を設け、交流を 促すことで保護者の孤立を防ぐ。また、子育て相談を実施し不安の軽減に努め、健やかな親子関係を育
- 2 教育相談を実施し、個々の問題解決を支える。また、何らかの理由で学校に行けない行きづらい児童・生 徒を対象に、学校や関係機関と連携して学習支援等を実施し、学校復帰・進路を支える。
- 3 要保護児童地域対策協議会を中心に、保健福祉課・教育委員会等の関係機関と連携し、児童虐待の 未然予防と適切な支援を実施する。
- 4 就学前児童を対象に、関係機関と連携し、健やかな成長発達を支えるとともに、青年期までを見通した特 別支援の充実に努める。
- 5 放課後児童の居場所として、安心、安全な環境の充実を図るとともに、働く保護者の就労支援に努める。

新 規 重

営

営

方

針

運

営

方

針

新規

支援センター利用の保護者や保育センターの就園児の保護者が、子どもを安全に遊ばせる 場所として支援センターを活用し、人口減少対策に係る子育て支援施策の一環として十曜

日開館を実施する。

社会教育課

○甲良町社会教育・人権教育・社会体育・図書館運営方針に基づき、事業を展開していく。

1 社会教育については町民の視点に立った生涯学習社会づくりの実現を目指す。 運

①土曜日開館事業 [1,008千円] ※戦略

- 2 人権教育については部落差別をはじめとするあらゆる差別をなくすための取り組みを進めていく。
- 方 3 社会体育については「健康=スポーツ」という考えの基、健康で活力ある町づくりを目指す。
- 4 図書館は町民全体の生涯教育を支援するため、資料や情報の収集・整理・貸出等の充実を図る。
 - 5 社会教育施設、社会体育施設の適正かつ計画的な管理運営を行う。

①名勝西明寺本坊庭園名勝地調査業務 [2,300千円]

新規

昭和62年指定の名勝地指定の範囲を広げ追加指定を受けるため、敷地区画内の測量調 査及び、庭園の本質的価値を構成する要素の特定・整理を行い、庭園の価値を将来に亘っ て継承する。

新		②中学生海外派遣研修事業 [4,070千円] ※戦略
規		甲良中学生を英語圏(ニュージーランド)に派遣し、語学研修を行なうとともに異文化に接
•		することで、次世代を担う国際感覚の豊かな人材を育成することを目的とする。ホームステイに
重	赤上(紗娃)	よる日常英会話研修、現地校生徒との交流を行ない、帰国後の事業成果を発表する。
点	重点(継続)	③小学生英語教室開催事業 [900千円] ※戦略
施		英語の面白さ楽しさを感じ、英語が好きになることで海外へ関心を高める。英語教育の推進
策		により、子育て支援・定住・転入の促進を図るとともに、東西小学生が一緒に学ぶことで、児
		童の交流機会を設ける。

甲良町立図書館

1 「人と本」「人と人」のいい出会いができるように、読書環境の整備を推進する。		
2 図書館利用弱者(児童、高齢者等)に対するサービス推進に向けた体制を構築する。		
	①ブックスタート、ブックスタートフォロー事業 [227千円] ※戦略	
手 ヒ/北 1 1	就学前の乳幼児に対し継続的な図書館サービスを図ることで、読書週間を身につけ就学後	
里点(払大) 	の学習にむすびつけることで、子育て世代の支援、定住・移住を図る。	

	•
ŀ	_
Ċ	π.
	•
	•

	次公司 二 [7] 并 名 [4位:[1] (70)										
	歳入	H30	H29	増減額	増減率	主な増減内容(単位:百万円)					
1	町税	851,301	837,051	14,250	1.7						
	個人町民税	281,110	263,510	17,600		H30調定見込に対する県推計伸び率に基づく					
	法人税	52,220	47,220	5,000		H30調定見込に対する県推計伸び率に基づく					
	固定資産税	448,971	452,371	△ 3,400		H30調定見込に対する県推計伸び率に基づく					
	その他の町税	69,000	73,950	△ 4,950		軽自動車税+0.5 たばこ税の減△5.5					
	地方譲与税	34,300	34,000	300		H30調定見込に対する県推計伸び率に基づく					
	利子割交付金	1,200	1,200	0	0.0						
	配当割交付金	2,300	3,600	△ 1,300		H30調定見込に対する県推計伸び率に基づく					
	株式等譲渡所得割交付金	2,700	2,000	700		H30調定見込に対する県推計伸び率に基づく					
6	地方消費税交付金	113,000	115,700	△ 2,700		H30調定見込に対する県推計伸び率に基づく					
7	自動車取得税交付金	12,500	11,000	1,500		H30調定見込に対する県推計伸び率に基づく					
8	地方特例交付金	2,200	1,900	300	15.8	H30調定見込に対する県推計伸び率に基づく					
9		1,514,000	1,463,000	51,000	3.5						
		1,164,000	1,183,000	△ 19,000		基準財政収入額試算値の増による					
	特別交付税	350,000	280,000	70,000		実績に基づ、推計額増					
	交通安全対策特別交付金	1,300	1,300	0	0.0						
	分担金及び負担金	35,313	45,956		△ 23.2	保育料増△10.2 道路整備等地元負担金△0.4					
12	使用料及び手数料	25,259	25,365	△ 106	△ 0.4						
13	国庫支出金	269,340	253,792	15,548	6.1						
						ゴ エネルギー使用合理化等事業費補助金4.0 他 計31.6百万円増					
						減 狭あい道路整備等促進事業補助金△10.4 地籍調査事業補助金+3.9					
						障害者自立支援給付負担金△1.1 他 計16.1百万円減					
14	県支出金	241,297	249,990	△ 8,693	△ 3.5						
						環境保全型農業直接支払交付金+1.8 他 計19.8百万円増					
						農村地域防災減災事業補助金△17.3 国保基盤安定負担金(軽減分)△3.0					
	財産収入	19,735	29,678	△ 9,943		不動産売払収入+1.0 改良住宅譲渡処分収入△11.2 他					
	寄付金	100,100	80,100	20,000		過年度実績に伴う増					
17	繰入金	410,471	327,805	82,666		基金繰入金82.6 土地取得会計繰入金△2.5 住宅新築資金会計繰入金△2.3					
	うち基金繰入金	396,725	306,805	89,920	29.3	財政調整基金繰入金+77.3 ふるさと応援基金繰入金+12.6 福祉医療高額療養費国保分戻入△2.4					
	繰越金	40,000	40,000	0	0.0						
19	諸収入	107,184	111,763	△ 4,579	△ 4.1						
						学校給食費(現年度分) $ riangle 1.0$ 他					
20	町債	205,500	871,300	△ 665,800		高虎ふるさと館整備事業債					
	臨時財政対策債	121,000	141,000	△ 20,000		算定内容変更による減					
	その他事業債	84,500	730,300	△ 645,800	△ 88.4	一般単独事業債+30.2 学校教育施設等整備事業債+8.8					
						緊急防災・減災事業債△661.5 道路等整備事業債△21.0 一般補助施設等整備事業債△2.3					
	合計 3,989,000 4,506,500 △ 517,500 △ 11.5										

(単位:千円、%)

	歳出	H30	H29	増減額	増減率	主な増減内容(単位:百万円)
1	議会費	66,434	67,756	△ 1,322	△ 2.0	人件費△0.9 議員年金制度廃止に伴う負担金△0.4 他
	総務費	828,868	640,392	188,476		人件費+31.1 賃金△3.6 再発防止策評価委員会運営支援事業+2.4 県税納付金補償+2.3 過年度納税補填金+34.8 マニュアル整備事業委託3.1 滋賀県知事選挙費+9.6 カーボンマネジメント強化事業+10.0 滋賀県議会議員一般選挙+2.7 情報公開・個人情報保護事務事業+1.9 ふるさと納税推進事業+78.8 空き家バンク運営委託+2.5 住宅リフォーム等補助金+2.4 電子計算管理事業+53.1 第三者委員会運営支援業務△1.0 当直業務委託△1.7 一般財産管理事業△1.2 個性輝く自治活動支援事業補助金△5.3 地域おこし協力隊事業△9.1 国土利用計画策定事業△2.7 甲良町長選挙費△5.7 地方創生交付金事業△11.9 他
3	民生費	1,240,281	1,225,058	15,223	1.2	人件費△5.8 賃金△2.0 児童措置事業+5.1 福祉医療助成事業+6.0 老人ホーム入所事業+1.1 国民年金費+1.1 介護保険繰出金+4.7 福祉センター運営事業+21.2 家庭支援事業費+3.7 地域福祉計画策定業務委託△2.6 国保会計安定事業△1.2 障害者福祉計画策定業務委託△4.0 重症心身障害者通園施設整備費負担金△2.3 障害者自立支援事業△2.2後期高齢者医療費△2.6 他
4	衛生費	278,789	307,031	△ 28,242	△ 9.2	人件費+3.5 塵芥処理費+12.0 し尿処理費+2.4 子育て応援金支給事業+5.9 国保会計 繰出金△44.5 保健衛生推進業務委託△4.5 町食育推進計画等策定事業△3.5 他
5	労働費	560	548	12	2.2	
6	農林水産業費	131,740	117,580	14,160	12.0	人件費+6.2 地域用水機能増進事業+1.2 園芸作物振興事業補助金+1.0 環境保全型農業直接支払事業+2.8 鳥獣害防止対策工事+17.4 拠点整備事業+5.0 ため池整備事業△17.8 せせらぎの里管理事業△1.7 他
7	商工費	48,341	42,704	5,637	13.2	人件費+1.8 高虎サミット開催事業+6.0 尼子駅管理業務△1.1 他
8	土木費	415,609	459,686	△ 44,077	△ 9.6	人件費△1.9 現場技術員業務委託+8.0 町道維持管理事業+6.9 社会資本整備交付金事業+15.5 住宅管理費△4.4 住宅対策事業(宅地用地確保)△5.4 都市計画図修正事業△2.5 地籍調査事業△7.6 道路新設改良事業△29.0 狭あい道路整備事業△23.5 他
9	消防費	122,594	801,972	△ 679,378	△ 84.7	消防事務委託+3.7 J アラート更新業務+6.3 非常備消防費△1.7 総合防災センター整備△ 687.7 他
10	教育費	459,801	402,150	57,651	14.3	人件費+13.6 賃金+10.1 情報セキュリティーポリシー策定業務委託+3.4 要・準要保護児童生徒援助事業+1.3 児童生徒支援事業+5.6 文化財保護活動費+2.2 遺跡発掘調査事業+4.8 教育施設整備費+20.4 学校給食費△2.1 他
11	災害復旧費	25	25	0	0.0	
	公債費	391,735	437,891	△ 46,156		定時償還の減
	諸支出金	223	207	16	7.7	
14	予備費	4,000	3,500	500	14.3	
	合 計	3,989,000	4,506,500	△ 517,500	△ 11.5	

事業名	概要	担当課	総事業費	一般財源分	充当額	備考	条例区分
空き家バンク運営委託事業	空き家バンクの仲介やサイト開発のを行い、町内への移住を 促進する。	企画監理課	2,560	2,560	2,500	総合戦略	生活環境
空き家改修等補助事業	空き家バンクを利用し移住する若者が空き家を改修する費用を補助するとともに、若者が町内へ住宅を新築する場合、また新築のために古い建物を除却する場合に補助する。	企画監理課	2,400	1,900	1,900	総合戦略	生活環境
個性輝〈自治活動補助事業	区が草の根ハウス(集会所)などを改修、修繕、改造する事業に対して補助を行う。	企画監理課	664	333	300	総合戦略	地域自治
園芸振興補助事業	住民および関係機関からも要望が強くあり、園芸作物の振興策として施設園芸用パイプハウスの設置に対して補助を行う。	産業課	1,000	1,000	1,000		産業経済
地域活動応援事業補助事業	地域の世代交流サロンのモデル事業として、住民すべてとの 交流を目的とした、地域の居場所づくり、地域の活性化につ ながる事業に対して補助を行うもの。	保健福祉課	60	60	50		保健医療 介護福祉
福祉医療費助成事業(町単 独分)	小中学生、障がい者手帳3級所持者への医療費助成	住民課	21,000	21,000	5,000	総合戦略	保健医療 介護福祉
進路指導アドバイザー・学力向 上アドバイザー招聘事業	中学校にアドバイザーを招聘し、教員への指導を行うとともに、放課後に生徒への学習指導も行う。小学校教員に対しての指導も平成30年度から拡大。	学校教育課	1,960	1,960	1,900	総合戦略	教育文化
児童生徒安全用具購入事業	児童生徒の安全確保のため、小学校入学時に防犯ブザー、 中学校入学に自転車用ヘルメットを配布する。	学校教育課	400	400	350	総合戦略	教育文化
ふるさと納税推進事業	ふるさと納税へのお礼の管理を行い、納入拡大を目指すとと もに、町内産業の活性化を図る。	企画監理課	159,020	58,840	58,000		産業経済その他
			189,064	88,053	71,000		

(当初予算案概要)

1. 当初予算性質別経費

(単位:千円、%)

区	分	H28	構成比	H29	構成比	H30	構成比	差引	伸び率
	人件費	736,508	20.05	721,155	16.00	768,645	19.27	47,490	6.59
義務的経費	扶助費	347,119	9.45	353,083	7.83	359,395	9.01	6,312	1.79
	公債費	425,100	11.57	437,891	9.72	391,735	9.82	47,490 6,312 △ 46,156 △ 1 7,646 88,913 10 4,400 11 38,267 131,580 △ △ 682,686 △ 7 70,141 200 0 0 △ 44,681 △ 500 11 25,960	△ 10.54
Ī	†	1,508,727	41.06	1,512,129	33.55	1,519,775	38.10	7,646	0.51
	物件費	865,664	23.56	885,078	19.64	973,991	24.42	88,913	10.05
一般行政経費	維持補修費	32,474	0.88	29,761	0.66	34,161	0.86	4,400	14.78
	補助費等	532,261	14.49	503,538	11.17	541,805	13.58	38,267	7.60
Ē	 	1,430,399	38.93	1,418,377	31.47	1,549,957	38.86	131,580	9.28
投資的経費	建設事業費	117,549	3.20	908,748	20.17	226,062	5.67	△ 682,686	△ 75.12
汉 貝 I) 性 貝	災害復旧費	25	0.00	25	0.00	25	0.00	0	0.00
Ē	 	117,574	3.20	908,773	20.17	226,087	5.67	△ 682,686	△ 75.12
	積立金	34,325	0.93	33,711	0.75	103,852	2.60	70,141	208.07
	投資/出資金	0	0.00		0.00	0	0.00	0	0.00
その他経費	貸付金	5,320	0.14	5,200	0.12	5,200	0.13	0	0.00
	繰出金	574,155	15.63	624,810	13.86	580,129	14.54	△ 44,681	△ 7.15
	予備費	3,500	0.10	3,500	0.08	4,000	0.10	500	14.29
Ē	†	617,300	16.80	667,221	14.81	693,181	17.38	25,960	3.89
合	計	3,674,000	100.00	4,506,500	100.00	3,989,000	100.00	△ 517,500	△ 11.48

2. 会計別地方債現在高見込

(単位:千円)

会計区分	H28末残高	H29末残高見込	H30元金償還額	H30発行予定額	H30末残高見込
一般会計	2,804,875	2,483,780	369,213	265,000	2,379,567
住新会計	1,784	844	475	0	369
普通会計 計	2,806,659	2,484,624	369,688	265,000	2,379,936
下水道会計	4,106,739	3,987,708	281,536	148,700	3,854,872
上水道会計	843,048	773,274	68,324	0	704,950
公営企業 計	4,949,787	4,760,982	349,860	148,700	4,559,822
合計	7,756,446	7,245,606	719,548	413,700	6,939,758

※平成30年度発行予定額には平成29年度からの繰越明許見込み分含む

3. 会計別基金残高見込

(単位:千円)

区 分	H28末残高	H29末残高見込	H30繰入見込額	H30積立見込額	H30末残高見込
財政調整基金	671,727	583,740	245,000	1,300	340,040
減債基金	44,623	44,703	40,000	80	4,783
教育施設整備基金	2,042	16,074	0	4	16,078
青少年育成基金	14,003	13,319	725	42	12,636
ふるさと基金	90,258	70,438	20,000	180	50,618
福祉基金	122,822	104,888	20,000	2,066	86,954
ふるさと応援基金	91,113	61,873	71,000	100,180	91,053
墓地公園管理基金	1,913	1,126	629	1	498
普通会計 計	1,038,501	896,161	397,354	103,853	602,660
国保財政調整基金	142	142	1	12,001	12,142
介護運営基金	6,797	32	1	15	46
下水道基金	19,132	15,164	4,000	30	11,194
上水道基金	241,512	241,512	0	0	241,512
特別会計計	267,583	256,850	4,002	12,046	264,894
合計	1,306,084	1,153,011	401,356	115,899	867,554

平成30年度甲良町一般会計予算財源内訳

		H30		H2	29	比較		
		予算額	構成比	予算額	構成比	予算増減	構成比	
	町税	851,301	21.3%	837,051	18.6%	14,250	2.8P	
	分担金及び負担金	35,313	0.9%	45,956	1.0%	▲ 10,643	▲ 0.1P	
_ ا	使用料及び手数料	25,259	0.6%	25,365	0.6%	1 06	0.1P	
自主財	財産収入	19,735	0.5%	29,678	0.7%	▲ 9,943	▲ 0.2P	
탋	寄付金	100,100	2.5%	80,100	1.8%	20,000	0.7P	
源	繰入金	410,471	10.3%	327,805	7.3%	82,666	3.0P	
////	繰越金	40,000	1.0%	40,000	0.9%	0	0.1P	
	諸収入	79,196	2.0%	82,882	1.8%	▲ 3,686	0.1P	
	小計	1,561,375	39.1%	1,468,837	32.6%	92,538	6.5P	
	繰入金以外	1,150,904	28.9%	1,141,032	28.6%	9,872	0.2P	
	地方譲与税	34,300	0.9%	34,000	0.8%	300	0.1P	
	利子割交付金	1,200	0.0%	1,200	0.0%	0	0.0P	
	配当割交付金	2,300	0.1%	3,600	0.1%	1 ,300	▲ 0.0P	
	株式等譲渡所得割交付金	2,700	0.1%	2,000	0.0%	700	0.0P	
	地方消費税交付金	113,000	2.8%	115,700	2.6%	▲ 2,700	0.3P	
依	自動車取得税交付金	12,500	0.3%	11,000	0.2%	1,500	0.1P	
存	地方特例交付金	2,200	0.1%	1,900	0.0%	300	0.0P	
財	地方交付税	1,514,000	38.0%	1,463,000	32.5%	51,000	5.5P	
源	交通安全対策特別交付金	1,300	0.0%	1,300	0.0%	0	0.0P	
	国庫支出金	269,340	6.8%	253,792	5.6%	15,548	1.1P	
	県支出金	241,297	6.0%	249,990	5.5%	▲ 8,693	0.5P	
	諸収入	27,988	0.7%	28,881	0.6%	▲ 893	0.1P	
	町債	205,500	5.2%	871,300	19.3%	▲ 665,800	▲ 14.2P	
	小計	2,427,625	60.9%	3,037,663	67.4%	▲ 610,038	▲ 6.5P	
		3,989,000	100.0%	4,506,500	100.0%	△ 517,500		

(当初予算案概要)

※端数処理の関係による数値ずれあり

《参考》

『財政用語の説明』

一般会計: 予算単一主義の原則に基づき中心的な会計として編成される、町税(町民

税や固定資産税など)を主な財源として、社会福祉・保健衛生・環境保全・

道路建設・消防防災・教育や文化の振興などの事業を行う会計です。

特 別 会 計 : 特定の歳入(国民健康保険税など)をもって特定の歳出(保険給付費な

ど)に充て、一般の歳入歳出と区分して経理するための会計。土地取得会計など普通会計に属する特別会計や、法律で特別会計とすることが決められている国民健康保険会計などの公営事業会計、さらには水道事業会計のよう

な公営企業会計に区分されます。

公 営 事 業 会 計 : 地方財政法等の規定により、いずれの団体も特別会計を設けてその経理を行

わなければならないとされる公営企業や公営事業のための会計。

次のように分類されます。

①公営企業会計 ②国民健康保険事業、介護保険事業会計等

③上記①及び②の事業以外の事業で地方公営企業法の全部又は一部を

適用している事業

公 営 企 業 会 計 : 公営事業会計のなかでも独立採算を基本とし、地方公営企業法の全部又は

一部の適用を受けて設置する会計を公営企業会計といいます。甲良町では、

水道事業に企業会計を設置しています。

普通会計:個々の地方公共団体ごとに各会計の範囲が異なっているため、財政状況の

統一的な掌握および比較が困難であることから、地方財政統計上便宜的に 用いられる会計区分のことで、一般会計と特別会計のうち公営事業会計以 外の会計をまとめたもの。甲良町では一般会計、土地取得会計、住宅新築

資金会計、墓地公園会計を合算したものとなります。

【会計区分イメージ図】

普通会計 一般会計

特別会計

普通会計に属する特別会計

- 住宅新築資金等貸付事業特別会計
- •土地取得造成事業特別会計
- •墓地公園事業特別会計

公営事業会計

- •国民健康保険特別会計
- •下水道事業特別会計
- •介護保険特別会計
- •後期高齢者医療事業特別会計

公営企業会計

•水道事業会計

標準財政規模 : 各自治体が合理的で妥当な水準で行政サービスを実施するために必要となる

一般財源の全国的にみた標準的な額で、全国一律の算出方法に基づき、毎

年度、普通地方交付税の算定時に算出されます。

: 普通地方交付税の算定に用いるもので、標準的な状態において徴収が見込 基準財政収入額

まれる税収入等を基準財政収入額といい、市町村分にあっては、税収見込

額の75%と各譲与税収入見込額で計算します。

基準財政需要額 : 普通交付税の算定基礎となるもので、自治体が合理的かつ妥当な水準にあ

る行政運営を行い、又は施設を維持するために必要となるであろう金額を一

定の方法によって合理的に算出した額。

財政力指数 : 地方公共団体の財政力を示す指数で、数値が1に近いほど財政力が豊かと

判断されます。(基準財政収入額÷基準財政需要額で求め、過去3ヶ年の

平均値)

実質収支比率 : 標準財政規模に対する実質収支額(歳入歳出差引額から翌年度へ繰越

すべき財源を控除した決算額)の割合

積立金現在高比率 : 標準財政規模に対する財政調整基金、減債基金及びその他特定目的基金

の積立現在高の割合

地方債現在高 : 各年度末における町債の未償還元金(借入れた元金のうち、返済が済んで

いない)額

・ 標準財政規模に対する地方債の未償還元金額の割合 地方債現在高比率

実質公債費比率 : 普通会計の一般財源に占める公債費(下水道特別会計・一部事務組合の

公債費負担分を含む)の割合を指し、当該年度以前3ヶ年の平均数値で、

18%を超えると新たな町債の発行に制限がかかります。

: 公債費に充当された一般財源の一般財源総額に対する割合 公債費負担比率

経常収支比率 : 財政構造の弾力性を測定する比率で、人件費、扶助費、公債費等の義務

的性格の経常経費に、町税、地方交付税を中心とする経常一般財源収入

がどの程度充当されているかの比率

将来負担比率 : 一般会計等が将来負担すべき実質的な債務残高(=公営事業会計+一

> 部事務組合等+地方公社・第三セクター等の分を含む)が標準財政規模の 何倍あるかを示す比率。350%を越えると早期健全化団体となり、財政健全

化の手順とその実施状況を知事、議会へ報告し公表する必要が出てきます。

総計予算主義 : 「一会計年度における一切の収入及び支出は、すべてこれを歳入歳出予算に の 原 則

編入しなければならない(地方自治法第210条)」と定められており、歳入と 歳出のそれぞれの総額を計上することで予算の全体を明らかにすることが原則

となっているため、収入と支出を相殺し純収入だけを計上する「純計予算主

義」はとっていません。

予 算 単 一 主 義 の 原 則

: 予算はできるだけ議会の審議および住民の理解の上からも見やすく、歳入歳 出が単一のものが望ましいため、一般会計に重点がおかれて編成されていま す。ただし、例外として特別会計が設けられています。

予算統一の原則

: 地方公共団体の予算は規模が大きく複雑なため、法令により定められた基準に基づいて区分するように定められています。「歳入にあっては、その性質に従って款に大別し、かつ、各款中においてはこれを項に区分し、歳出にあっては、その目的に従ってこれを款項に区分しなければならない。(地方自治法第211条)」

予算事前議決 の 原 則 : 当初予算は年度開始前に議会議決を経るものとされているため、町長は翌年度の予算案を年度開始の20日前までに議会に提出することが義務付けられています(地方自治法第211条)。

予算公開の原則

: 予算が議会で議決されると、議長は3日以内に町長に通知して、町長はその 内容を住民に公表すること(地方自治法第219条)となっているほか、年2 回以上財政状況を公表するように定められています(地方自治法第243条 の3)。甲良町では町広報4月臨時号において当初予算概要を、5月と1 1月に財政事情を公表しています。

会計年度独立 の 原 則 : 「各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもって、これに充てなければならない(地方自治法第208条)」と定められているため、当年度の歳出を翌年度の歳入で支出したりすることは禁じられており、5月末までの出納閉鎖期間で整理し他の年度に影響を及ぼさないこととされています。ただし、例外として繰越明許費などがあります。

繰越明許費

: 事業の性質上、又は予算成立時期などの理由によって年度内に支出を終わらない見込みのものについて、議会に限度額の議決を得て翌年度に限り繰り越して使用することができる制度、またはその金額のことをいいます。天災など避けがたい理由によって、年度内に支出が終わらなかった場合は事故繰越として分類して議会へ事後報告することになっています。

一 般 財 源

: 使い道が特定されず、どのような目的にも使用できる財源(町税、地方交付税、地方譲与税など)です。そのうち経常的に収入される歳入から特別交付税などを除いたものは経常一般財源と分類されます。

特 定 財 源

金

: 一般財源とは逆に、道路建設や福祉事業に使用するなど使い道が特定されている財源(国庫支出金、県支出金、町債など)を言います。

基

: 特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するために設けられる資金又は財産で、次のような分類があります。

- ①財政調整基金 年度間の財源の不均衡を調整するために積み立て経済事情の変動等で財源が不足する場合の財源として利用する基金
- ②減債基金 地方債の償還を計画的に行うために資金を積み立てた基金
- ③特定目的基金 教育や文化振興など特定の目的のために積み立てた基金。甲良町では一般会計で5基金を積み立てています。

その他定額で運用している基金として土地開発基金、用品調達基金があります。